

○三鷹市風致地区条例施行規則

平成16年6月24日

規則第42号

改正 平成18年9月14日規則第63号

平成28年3月31日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、三鷹市風致地区条例（平成16年三鷹市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類それぞれ2通を市長に提出しなければならない。

- (1) 風致地区内行為許可申請書（様式第1号）
- (2) 計画書（様式第2号から様式第9号までのうち該当するもの）
- (3) 別表に掲げる行為の区分による図面

(許可の通知等)

第3条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、当該申請に係る行為を許可するときは風致地区内行為許可通知書（様式第10号）を、許可しないときはその理由を付して風致地区内行為不許可通知書（様式第11号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定により許可の通知を受け、当該許可に係る行為を行う者は、条例第6条の規定により、その行為の期間中、当該許可に係る行為を行う土地の区域内の見やすい場所に風致地区内行為許可標（様式第12号）を設置しなければならない。

(行為の協議の申出)

第4条 条例第2条第3項の規定による協議をしようとする国の機関等は、次に掲げる書類それぞれ2通を市長に提出しなければならない。

- (1) 風致地区内行為協議申出書（様式第13号）

(2) 計画書（様式第2号から様式第9号までのうち該当するもの）

(3) 別表に掲げる行為の区分による図面

（行為の通知）

第5条 条例第3条の規定による通知をしようとする者は、次に掲げる書類それぞれ2通を市長に提出しなければならない。

(1) 風致地区内行為通知書（様式第14号）

(2) 計画書（様式第2号から様式第9号までのうち該当するもの）

(3) 別表に掲げる行為の区分による図面

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図面

（許可の承継の届出）

第6条 条例第2条第1項の規定による許可を受けた行為に係る事業の譲渡しがあつたとき、又は条例第2条第1項の規定による許可を受けた者について相続若しくは合併があつたときは、譲受人又は相続人若しくは合併後に存続する法人若しくは合併により設立した法人は、遅滞なく風致地区内行為許可承継届（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（住所等の異動の届出）

第7条 条例第2条第1項の規定による許可を受けた者、同条第3項の規定による協議をした国の機関等又は条例第3条の規定による通知をした者は、当該許可、協議又は通知に係る行為の完了又は廃止前に自己の住所又は氏名（法人等にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）に異動を生じたときは、速やかに住所（氏名）異動届（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（行為の完了等の届出）

第8条 条例第2条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は廃止したときは、速やかに風致地区内行為完了（廃止）届（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、大沢風致地区に係る都市計画決定の告示の日から施行する。

〔告示 平成16年6月24日三鷹市告示第179号〕

附 則（平成18年9月14日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第36号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条、第5条関係）

行為の区分	図面の種類	図面に明示しなければならない事項
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、土石の類の採取、水面の埋立て又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源の堆積	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等
	地形図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線、等高線及び植生の概要
	計画平面図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線及び等高線
	植栽計画図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線、既存樹木並びに植樹木の位置、樹種及び大きさ
	縦横断面図	縮尺（600分の1以上）並びに切土及び盛土の区分（現況及び行為後を対比できるようにする。）
木竹の伐採	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等
	現況平面図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線及び等高線
	計画平面図	縮尺（600分の1以上）、方位、行為地の境界線及び伐採木の位置又は区域
建築物その他の	付近見取図	縮尺（10,000分の1以上）、方位、施行箇所、道路及び

工作物の新築、 改築、増築又は 移転		目標となる土地、建物等
	配置図	縮尺（600分の1以上）、方位、敷地の境界線、敷地内の既存の建築物その他の主要工作物、木竹等との関係、敷地内の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに植樹木の位置、樹種及び大きさ
	平面図	縮尺（200分の1以上）
	立面図	縮尺（200分の1以上）、主要部分の材料の種類、仕上方法及び色彩（4面を原則とする。）
	構造図	縮尺（50分の1以上）
建築物等の色彩 の変更	付近見取図	方位、施行箇所、道路及び目標となる土地、建物等
	配置図	縮尺（600分の1以上）、方位、敷地の境界線、敷地内の既存の建築物その他の主要工作物、木竹等との関係、敷地内の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに植樹木の位置、樹種及び大きさ
	平面図	縮尺（100分の1以上）
	立面図	縮尺（200分の1以上）、主要部分の材料の種類、仕上方法及び色彩（4面を原則とする。）
	構造図	縮尺（50分の1以上）及び主要部分の種類

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

	住 所	
申請者	氏 名	㊦
	電 話	()
	住 所	
代理人	氏 名	㊦
	電 話	()
	(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	

風致地区内行為許可申請書

風致地区内における行為の許可を受けたいので、三鷹市風致地区条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 風致地区の名称
- 2 行為の種類及び行為地
- 3 行為の期間
 - (1) 着工予定年月日
 - (2) 完了予定年月日
- 4 工事施行者の住所、氏名及び電話番号
- 5 その他

(注) その他の欄には、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の法令の規定による届出、申請等の有無その他必要な事項を記入してください。

様式第2号(第2条、第4条、第5条関係)

宅地の造成等計画書

行為地の地目	(1) 田 (2) 畑 (3) 山林 (4) 宅地 (5) その他 ()		
行為地の所有別	(1) 自己所有地 (2) 借地 (3) 公有地		
現況の概要(土地の傾斜の有無及び周辺の地盤との関係(高低その他))			
用途			
面積	敷地面積		行為面積
行為の内容(切土、盛土の別)			
生ずるのり面の最高の高さ			
残土処理の方法及び搬出先			
跡地の処理方法			
木竹の有無及びその処理方法			
木竹の種類、樹齢及び本数を明記すること。			
その他			

様式第3号(第2条、第4条、第5条関係)

木 竹 伐 採 計 画 書

行為地の地目	(1) 山林 (2) 宅地 (3) その他 ()				
行為地の所有別	(1) 自己所有地 (2) 借地 (3) 公有地				
現況の概要	林種				林相
	樹齡	疎密度		隣接地の現況	
	林齡				
行為の目的					
伐採方法(皆伐、択伐、間伐等の別)				伐採率	
伐採木又は主要伐採林の形質	(1) 約 年 (2) 樹高 メートル (3) 数量 本				
伐採面積					
跡地の処理方法					
その他					

様式第4号(第2条、第4条、第5条関係)

土石の類の採取計画書

行為地の地目	(1) 田 (2) 畑 (3) 山林 (4) 宅地 (5) その他 ()
行為地の所有別	(1) 自己所有地 (2) 借地 (3) 公有地
土地の現況 (土地の傾斜の有無及び周辺の地盤との関係(高低、土質その他))	
採取の目的	
採取面積	
採取土石類の種類	
採取方法	
運搬方法	
採取量	
跡地の処理方法	
木竹の有無及びその処理方法	
木竹の種類及び本数を明記すること。	
その他	

(注) その他の欄には、埋戻しのために必要な土砂等の採取場所その他必要な事項を記入してください。

様式第5号(第2条、第4条、第5条関係)

水 面 埋 立 計 画 書

行為地の地目	(1) 池沼 (2) ため池 (3) その他 ()		
行為地の所有別	(1) 自己所有地 (2) 借地 (3) 公有地		
周囲の現況			
面積	敷地面積		行為面積
施行の目的			
施行方法			
跡地の処理方法			
その他			

様式第6号(第2条、第4条、第5条関係)

建築物計画書

敷地の地目	(1) 田 (2) 畑 (3) 山林 (4) 宅地 (5) その他 ()			
敷地の形状	(1) 自然地 (2) 造成地 (3) 水面の埋立地 (4) その他 ()			
敷地の所有別	(1) 自己所有地 (2) 借地 (3) 公有地			
現況の概要(土地の傾斜の有無、周辺の地盤との関係(高低その他))				
道路との関係(高低差)	メートル			
壁面から境界までの距離	道路と接する部分	メートル	その他の部分	メートル
土地の形質の変更の有無	有(別に宅地の造成等計画書(様式第2号)を添えること。) 無			
敷地面積				
木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積				
用途				
工事種別	(1) 新築 (2) 増築 (3) 改築 (4) 移転			
	(1) 地上 (2) 地下 (3) 仮設			
構造	構造			
	(1) 高さ 地上 メートル (2) 階数 地上 階			
屋根材料及び色彩				
外壁仕上材料及び色彩				
建築面積	(1) 今回申請建築面積 平方メートル			
	(2) 既存建築面積 平方メートル			
合計床面積	平方メートル	建築面積/敷地		

様式第7号(第2条、第4条、第5条関係)

工 作 物 計 画 書

敷地の地目	(1) 田 (2) 畑 (3) 山林 (4) 宅地 (5) その他 ()
敷地の形状	(1) 自然地 (2) 造成地 (3) 水面の埋立地 (4) その他 ()
敷地の所有別	(1) 自己所有地 (2) 借地 (3) 公有地
現況の概要 (土地の傾斜 の有無及び周 辺の地盤との 関係(高低そ の他))	
敷地面積	
用途	
工事種別	(1) 新築 (2) 増築 (3) 改築 (4) 移転
	(1) 地上 (2) 地下 (3) 仮設
構造	
規模	
色彩	
仮設物の設置 期間	年 月 日から 年 月 日まで
跡地の処理方法	
敷地内の木竹 の有無及びそ の処理方法 (木竹の種 類、樹齢及び 本数を明記す ること。)	
その他	

(注) 建築物については、建築物計画書(様式第6号)に記入してください。

様式第8号(第2条、第4条、第5条関係)

建築物等の色彩変更計画書

建築物等の種類	(1) 建築物 (2) 工作物 (建築物を除く。)	
建築物等の許可	許可年月日	
	許可番号	
色彩変更の面積		
実施箇所		
材料の種類		
仕上方法		
建築許可時の色彩		
変更後の色彩		
その他		

様式第9号(第2条、第4条、第5条関係)

土 石 類 等 ^{たい} 堆 積 計 画 書

行為地の地目	(1) 田 (2) 畑 (3) 山林 (4) 宅地 (5) その他 ()
行為地の所有別	(1) 自己所有地 (2) 借地 (3) 公有地
土地の現況 (土地の傾斜の有無及び周辺の地盤との関係(高低その他))	
^{たい} 堆 積 の 目 的	
^{たい} 堆 積 面 積 及 び 高 さ	
^{たい} 堆 積 土 石 類 等 の 種 類	
^{たい} 堆 積 方 法	
^{たい} 堆 積 量	
跡地の処理方法	
木竹の有無及びその処理方法(木竹の種類、樹齢及び本数を明記すること。)	
そ の 他	

(注) その他の欄には、^{たい}堆積のため必要な土砂等の採取場所その他必要な事項を記入してください。

様式第10号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 氏 名 印

風致地区内行為許可通知書

年 月 日付けで申請のありました三鷹都市計画 風致地区内の三鷹市 丁目 番における行為については、次の条件を付して許可しましたので、三鷹市風致地区条例施行規則第3条第1項の規定により通知します。

条件

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三鷹市長に対し書面により審査請求をすることができます。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三鷹市を被告として（訴訟において三鷹市を代表する者は三鷹市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

三鷹市長 氏 名 印

風致地区内行為不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました三鷹都市計画 風致地区内の三鷹市 丁目 番における行為については、次の理由により許可しないこととしましたので、三鷹市風致地区条例施行規則第3条第1項の規定により通知します。

理由

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三鷹市長に対し書面により審査請求をすることができます。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三鷹市を被告として（訴訟において三鷹市を代表する者は三鷹市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号(第3条関係)

← 50センチメートル以上 →		↑ 45 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 ↓
風 致 地 区 内 行 為 許 可 標		
許可の年月日及 び番号	年 月 日 第 号	
行為者の住所及 び氏名		
行 為 地		
行為の許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第13号(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

住 所
機 関 名
代表者名 印
電 話

風致地区内行為協議申出書

風致地区内における行為について協議したいので、三鷹市風致地区条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 風地地区の名称
- 2 行為の種類
- 3 行為地
- 4 行為の期間
 - (1) 着工予定年月日
 - (2) 完了予定年月日
- 5 工事施行者の住所、氏名及び電話番号
- 6 その他

様式第14号(第5条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

	住 所	
申請者	氏 名	㊟
	電 話	()
	住 所	
代理人	氏 名	㊟
	電 話	()

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

風 致 地 区 内 行 為 通 知 書

風致地区内における行為について、三鷹市風致地区条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 風致地区の名称
- 2 行為の種類
- 3 行為地
- 4 行為の期間
 - (1) 着工予定年月日
 - (2) 完了予定年月日
- 5 工事施行者の住所、氏名及び電話番号
- 6 その他

(注) その他の欄には、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の法令の規定による届出、申請等の有無その他必要な事項を記入してください。

様式第15号(第6条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

住 所

氏 名 ㊟

電 話 ()

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

風致地区内行為許可承継届

風致地区内における行為の許可を受けた者の地位を承継したので、三鷹市風致地区条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 承継に係る許可の年月日及び許可番号
 - (1) 許可の年月日
 - (2) 許可番号
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 3 許可に係る行為の種類
- 4 行為地
- 5 承継の年月日
- 6 承継の原因
- 7 その他

様式第16号(第7条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

住 所

氏 名 ㊦

電話番号 ()

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住 所 (氏 名) 異 動 届

住所(氏名)に異動が生じたので、三鷹市風致地区条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 行為の許可(地位の承継の届出)の年月日及び許可番号
 - (1) 行為の許可(地位の承継の届出)の年月日
 - (2) 許可番号
- 2 許可に係る行為の種類
- 3 行為地
- 4 新住所(氏名)(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 5 旧住所(氏名)(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 6 その他

様式第17号(第8条関係)

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

住 所
氏 名 ㊟
電 話 ()

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

風致地区内行為完了(廃止)届

風致地区内における行為を完了(廃止)したので、三鷹市風致地区条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 許可の年月日及び許可番号
 - (1) 許可の年月日
 - (2) 許可番号
- 2 許可を受けた行為の種類
- 3 行為地
- 4 行為完了(廃止)年月日
- 5 理由(行為の廃止の場合)
- 6 その他

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条、第4条、第5条関係)

様式第3号 (第2条、第4条、第5条関係)

様式第4号 (第2条、第4条、第5条関係)

様式第5号 (第2条、第4条、第5条関係)

様式第6号 (第2条、第4条、第5条関係)

様式第7号 (第2条、第4条、第5条関係)

様式第8号 (第2条、第4条、第5条関係)

(一部改正〔平成18年規則63号〕)

様式第9号 (第2条、第4条、第5条関係)

様式第10号 (第3条関係)

(全部改正〔平成28年規則36号〕)

様式第11号 (第3条関係)

(全部改正〔平成28年規則36号〕)

様式第12号 (第3条関係)

(一部改正〔平成18年規則63号〕)

様式第13号 (第4条関係)

様式第14号 (第5条関係)

様式第15号 (第6条関係)

(一部改正〔平成18年規則63号〕)

様式第16号 (第7条関係)

(一部改正〔平成18年規則63号〕)

様式第17号 (第8条関係)

(一部改正〔平成18年規則63号〕)